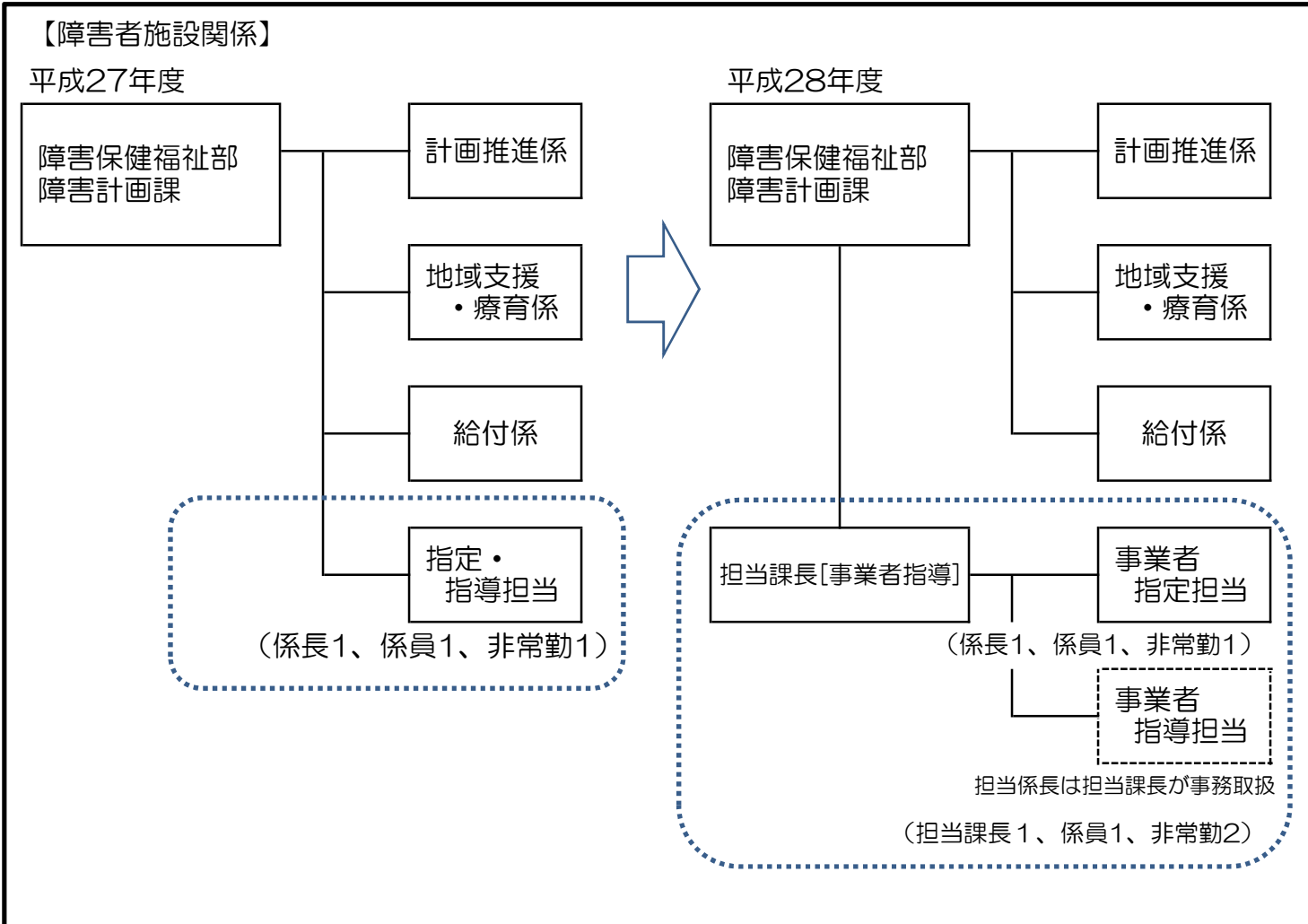
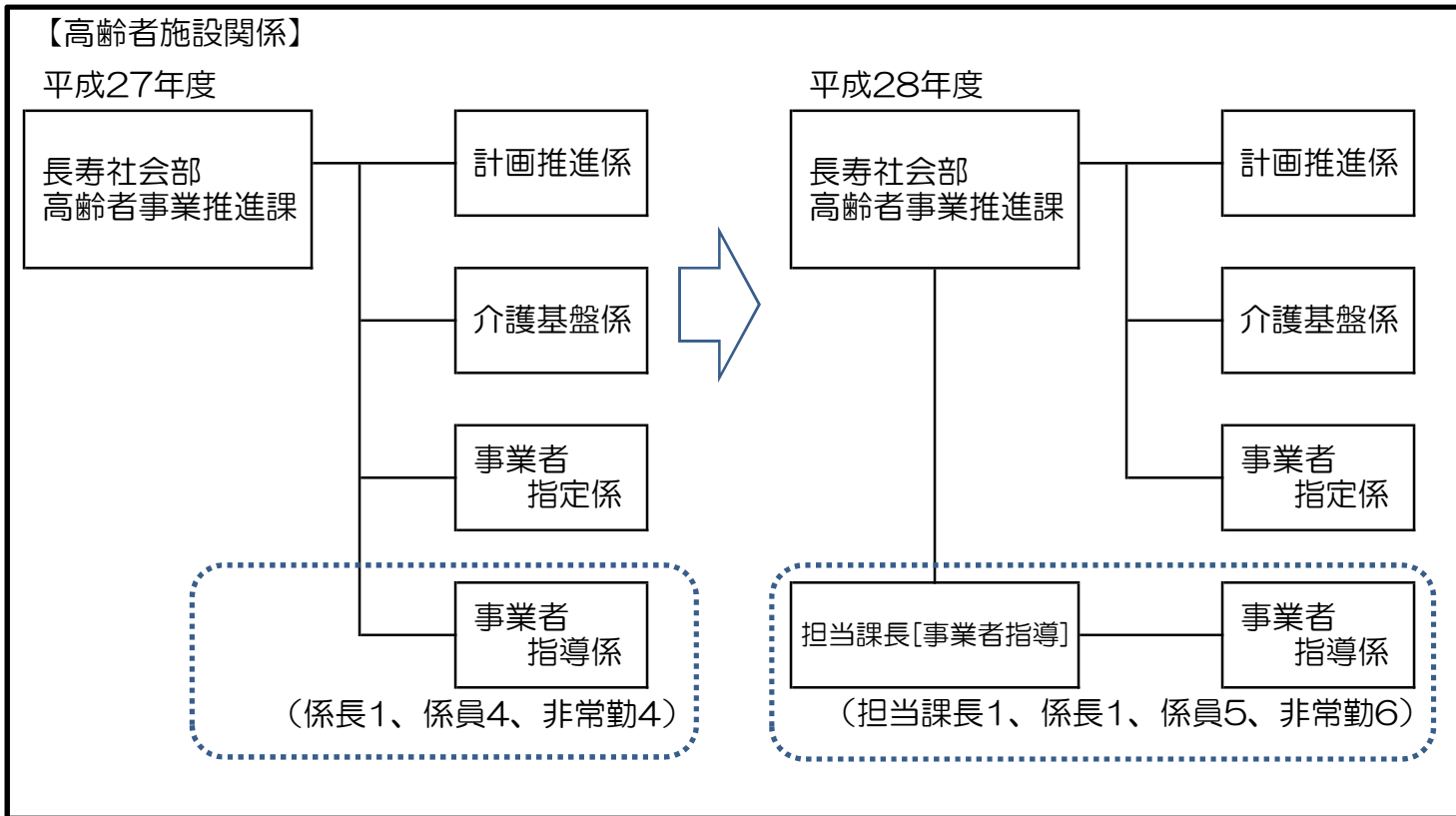


1) 指導・監査体制について



2) 平成28年度の指導・監査の実施について

1 指導・監査体制の強化

(長寿社会部高齢者事業推進課)

- ①指導・監査担当課長の配置
- ②職員1名、非常勤2名の増加
現行の4班体制を6班体制に変更
- ③実地指導件数の増加
- ④虐待通報等への迅速な対応

(障害保健福祉部障害計画課)

- ①指導・監査担当課長の配置
- ②事業者指定担当と事業者指導担当の専任化
- ③事業者指導担当への職員1名、非常勤2名の増加
- ④2班体制による機動的な対応
- ⑤虐待通報等への迅速な対応

2 担当職員の人材育成

- ・OJTを中心とした人材育成の計画的な実施

3 効率的・効果的な実地指導

- ・事業所情報の高齢者部門と障害者部門での共有

4 制度管理の適正化の推進

(長寿社会部高齢者事業推進課)

- ・集団指導講習会の開催を年2回から3回に増加

(障害保健福祉部障害計画課)

- ・集団指導のサービス類型毎の実施

5 関係所管課との連携強化

- ①社会福祉法人監査所管課との連携
- ②介護給付費担当所管課との連携
- ③消防局との連携

3) 指定事業所数について

(①高齢者事業推進課)

介護保険施設	有料老人ホーム・グループホーム等	訪問・通所等事業所	計
75	313	1,798	2,186

(②障害計画課)

障害者			障害児		計
通所事業所	入所施設・グループホーム	訪問等事業所	入所施設	通所施設	
165	83	588	2	155	993